

「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」の一部改定（原案）
に対する意見募集について

平成20年6月27日
公正取引委員会

公正取引委員会では、独占禁止法第8条の4（独占的状態に対する措置）の規定の適切な運用を図るため、「独占的状態の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」（昭和52年公正取引委員会事務局）（以下「独占的状態ガイドライン」という。）を作成・公表し、その別表（以下「別表」という。）において監視対象事業分野（注）を明らかにしている。

これらの事業分野及び品目は、出荷集中度調査の結果等に応じ逐次改定してきているところ、このたび、平成18年の国内総供給価額及び事業分野占拠率に関する出荷集中度調査の結果等に基づき、独占的状態ガイドラインの本文（例示）及び別表を改定することとし、その原案を公表し、関係各方面から意見を求めることとした。

（注） 監視対象事業分野とは、国内総供給価額が950億円超（法律上の基準は1,000億円超）である事業分野であって、上位1事業者の事業分野占拠率が45%超（同50%超）又は上位2事業者の事業分野占拠率の合計が70%超（同75%超）のものである。

1 原案の概要

(1) 別表の改定（改定後の別表は別紙1）

平成18年出荷集中度調査の結果等に基づき、現在、別表に掲載されている事業分野のうち、前記（注）に記載した別表掲載基準を満たさなくなったものを削除し、現在、別表に掲載されていない事業分野のうち、同基準に該当するものを新たに追加する。また、現在、別表に掲載されている事業分野のうち、見直しが必要なものを改定する。

現在の事業分野数	引き続き要件を満たす事業分野数	今回削除する事業分野数	今回追加する事業分野数	今回改定する事業分野数	改定後の事業分野数
29分野	23分野	5分野	3分野	1分野	27分野

今回削除する事業分野（5分野）	ボイラ製造業、電気照明器具（一般用）製造業、鉛蓄電池製造業、インクジェットプリンタ製造業、金融用端末装置製造業	
今回追加する事業分野（3分野）	コンタクトレンズ製造業、家庭用テレビゲーム機製造業、携帯型ゲーム機製造業	
今回改定する事業分野（1分野）	改定前	改定後
	白熱灯器具（自動車用）製造業	自動車用照明器具製造業

問い合わせ先	公正取引委員会事務局経済取引局総務課経済調査室
電話	03-3581-4919（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

(2) ガイドライン本文の改定（新旧対照表は別紙２）

前記１（１）の別表改定に伴い、独占的状態ガイドライン本文の例示について所要の改定を行う。

2 意見募集

(1) 資料入手方法

- ア 電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- イ 公正取引委員会のホームページに掲載
- ウ 公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室において配布

(2) 意見提出方法

意見は、電子メール、FAX又は郵送のいずれかの方法により、日本語にて提出してください。電話による意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。意見提出の際は、住所、氏名（ふりがな）、所属団体名又は会社名及び連絡先（電子メールアドレス、電話番号又はFAX番号）を明記してください。団体又は会社として意見を提出する場合には、所在地、団体又は会社名、担当者名及び連絡先を明記してください。

提出していただいた意見の内容に不明な点がある場合には、当方から照会することがあります。頂いた個人情報には、この連絡や確認以外の目的で利用いたしません。

<電子メールの場合>

電子メールの形式はテキスト形式としてください。添付ファイルやURLへのリンクによる意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

メールアドレス：shijokozo@iftc.go.jp

<FAXの場合>

あて先を「経済調査室 市場構造班」と明記してください。あて先のない意見は受理いたしかねますので、その旨御了承願います。

FAX番号：03 - 3581 - 1945

<郵送の場合>

〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟
公正取引委員会事務総局経済取引局総務課経済調査室 市場構造班 あて

(3) 意見提出期限

平成20年7月28日（月）18:00必着

(4) 意見提出上の注意

寄せられた意見につきましては、住所、氏名、所属団体名、会社名及び連絡先（電子メールアドレス、FAX番号又は電話番号）を除き公表することがあります。また、意見に対して個別に回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」別表（改定後）

（ : 追加事業分野（新規）, : 追加事業分野（過去に掲載）, : 改定した事業分野）

別表 1

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
チューインガム		チューインガム製造業	
ビール	発泡酒, ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ, きざみたばこ, パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
金地金		金地金精錬・精製業	
飲料用自動販売機		飲料用自動販売機製造業	
自動車用照明器具		自動車用照明器具製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
放熱器		放熱器製造業	
ショックアブソーバ		ショックアブソーバ製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
コンタクトレンズ		コンタクトレンズ製造業	
家庭用テレビゲーム機		家庭用テレビゲーム機製造業	
携帯型ゲーム機		携帯型ゲーム機製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	

別表 2

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
医療事務代行	医療事務代行業
ダストコントロール	ダストコントロール業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

- (注) 1 本表は、公正取引委員会が行った調査に基づき、独占的状态の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成18年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。
- 2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。

「独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について」本文
新旧対照表

(下線部が変更箇所)

改 定 案	現 行
<p>独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p>昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>1 用語の定義 (1) 商品の場合 ア (略)</p> <p><例> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>イ (略)</p>	<p>独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について</p> <p>昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局</p> <p>1 用語の定義 (1) 商品の場合 ア (略)</p> <p><例> (略)</p> <p><u>「蛍光灯器具」は、「直管蛍光灯器具」、「環形管蛍光灯器具」及び「蛍光灯器具(直管,環形管を除く。)」がそれぞれ工業統計表六桁分類とされているが、「機能及び効用」に着目すると蛍光灯の形状で器具を区別する意味はないと認められるので、「蛍光灯器具」が「同種の商品」となる。</u></p> <p>イ (略)</p>

独占的状态の定義規定のうち事業分野に関する考え方について（現行）
（昭和52年11月29日 公正取引委員会事務局）

改正	昭和53年12月13日
	昭和55年 9月17日
	昭和57年 5月26日
	昭和59年 6月22日
	昭和62年 5月 8日
平成 3年	8月 2日
平成 5年	7月23日
平成 7年	7月 1日
平成 9年	6月 1日
平成11年	7月 1日
平成13年	1月 1日
平成14年	11月 1日
平成16年	12月17日
平成17年	5月27日
平成18年	1月 4日
平成18年	9月 8日

1 用語の定義

(1) 商品の場合

ア 「同種の商品」とは、「機能及び効用」が同種である商品をいう。

機能とは、商品の物的作用、用途をいい、効用とは、商品のもたらす満足、経済的効用を意味する。「同種の商品」は、その供給に係る事業活動の「施設又は態様」において同種であるのが通常であるが、これらに差異があっても、「機能及び効用」が同種であり、同一の需要者に代替的に供給される商品は、「同種の商品」となる。製造業の場合、「同種の商品」は、おおむね、工業統計表の6桁分類に対応したものとなるが、その「機能及び効用」の異同によって、例外があり得る。

<例>

「飲料用自動販売機」は、「食品自動販売機」、「たばこ自動販売機」等とともに工業統計表6桁分類の「自動販売機」に含まれているが、これらはそれぞれ固有の用途を有し、「機能及び効用」がそれぞれ相違しているとみられるので、「自動販売機」ではなく、「飲料用自動販売機」が「同種の商品」となる。

「蛍光灯器具」は、「直管蛍光灯器具」、「環形管蛍光灯器具」及び「蛍光灯器具（直管、環形管を除く。）」がそれぞれ工業統計表6桁分類とされているが、「機能及び効用」に着目すると蛍光灯の形状で器具を区別する意味はないと認められるので、「蛍光灯器具」が「同種の商品」となる。

イ 「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」とは、「同種の商品」を供給するために現に行われている事業活動の基本的形態を質的に変更することなく供給することができる商品を意味する。

施設とは、「同種の商品」を供給するため、有機的に結合、配置された物的設備の全体を指し、態様とは、「同種の商品」に係る原材料の仕入先、販売形態、販路等の事業活動の方式であり、「同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様」は、この両者を総合勘案して判断される。

ウ 「一定の商品」とは、アの「同種の商品」にイの「当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品」を含めたものである。

両者の間には、商品自体としては必ずしも顕在的な競争関係があることを要しないが、これらの供給に係る事業活動の「施設又は態様」に着目した場合、競争関係が容易に顕在化する蓋然性があれば、両者を「一定の商品」として同一の範ちゅうに含ませることとしたものである。

例えば、一般的に、重要な点で相違のない「施設又は態様」で供給されており、その「機能及び効用」面で関連性がみられる商品間、又は同一の事業者において共通した「施設又は態様」により交替的に供給されているような商品間には、このような蓋然性があるといえる。

<例>

「ビール」、「発泡酒」及び「ビール風酒類」の製造の基本的施設は共通しており、工場では「ビール」の製造設備に重要な変更を加えることなく「発泡酒」及び「ビール風酒類」が製造され、かつ、「ビール」の主要な製造業者の大部分は「発泡酒」及び「ビール風酒類」を製造していることから、これらの商品全体が「一定の商品」となる。

エ 「機能及び効用が著しく類似している他の商品」(以下「類似の商品」という。)とは、「一定の商品」には含まれないが、「一定の商品」と密接な代替関係があり、現実に両者間に直接の競争関係がみられるものをいう。

「類似の商品」は、必ずしも「一定の商品」のすべてと「機能及び効用」において著しく類似していることを要しないが、少なくとも「一定の商品」の中核である「同種の商品」に対しては、密接な代替関係が認められなければならない。したがって、「類似の商品」とみられるものは、極めて限定される。

(2) 役務の場合

「同種の役務」とは、「機能及び効用」が同種である役務をいい、通常、日本標準産業分類の細分類(4桁分類)を参考として画定される。

2 市場構造要件

(1) 国内総供給価額要件

ア 商品の場合

(ア) 「一定の商品」及び「類似の商品」の総出荷額の合計額から、輸出されたものの価額を減じ、輸入されたものの価額を加え、さらに、当該商品に直接課される租税の額に相

当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

(イ) 当該商品に直接課される租税とは、消費税、酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税、石油税、石油ガス税、関税等をいう。

イ 役務の場合

(ア) 「同種の役務」の国内における供給額の合計額から、当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額を控除して得られる価額（国内総供給価額という。）が1,000億円を超えることを要する。

(イ) 供給額とは、役務の提供によって得られる対価の価額であり、運送業における運賃収入の額、不動産仲介業における仲介手数料の額等がこれに相当する。

(ウ) 当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税とは、ゴルフ場利用税、入湯税等をいう。

(2) 事業分野占拠率要件

ア 1社の事業分野占拠率が50パーセントを超えるか又は2社の事業分野占拠率の合計が75パーセントを超えることを要する。

イ(ア) 事業分野占拠率は、製造業の場合には次の算式により求められる。（数量の場合の例）

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\begin{array}{l} \text{当該事業者が出荷した〔「一定の商品」} \\ \text{+ 「類似の商品」〕の数量 - 当該} \\ \text{事業者が輸出した〔「一定の商品」} \\ \text{+ 「類似の商品」〕の数量} \\ \hline \text{〔「一定の商品」+ 「類似の商品」} \\ \text{の総出荷量 - 〔「一定の商品」+ 「類} \\ \text{似の商品」〕の総輸出量 + 〔「一定の} \\ \text{商品」+ 「類似の商品」〕の総輸入量} \end{array}}$$

(イ) 「同種の役務」の場合の事業分野占拠率は次の算式により求められる。

$$\text{事業分野占拠率} = \frac{\begin{array}{l} \text{当該事業者の「同種の役務」の国内} \\ \text{における供給量} \\ \hline \text{「同種の役務」の国内における供給} \\ \text{量の合計} \end{array}}$$

ウ 事業分野占拠率は、原則として数量で算定され、数量で算定するのが適当でない場合に価額で算定される。

(ア) 当該商品につき、かなりの価格差がみられ、かつ、価額で供給実績等を算定するという慣行が安定していると認められる場合には、価額で算定することとなる。

(イ) 「一定の商品」及び「類似の商品」それぞれについては、数量で算定するのが適当とされているが、全体についての共通の数量基準が存在しない場合においても、合理的な

換算方法があると認められるときは数量によることとし、その他の場合には価額で算定する。

(ウ) 「同種の役務」の場合にも、都市ガスの供給カロリー量、供給電力量等合理的指標が得られる場合には、数量で算定することとなるが、役務の性格から数量で算定できない場合が多く、そのような場合には価額で算定する。

(I) 事業分野占拠率を価額で算定する場合には、国内総供給価額算定の場合と異なり、当該商品に直接課される租税又は当該役務の提供を受ける者に当該役務に関して課される租税の額に相当する額は控除しない。

(3) なお、最近の1暦年において独占的状态の市場構造要件に該当すると認められる事業分野及び今後の経済状況の変化によっては当該要件に該当することとなると認められる事業分野は、別表のとおりである。

別表 1

一定の商品		一定の事業分野	類似の商品
同種の商品	当該同種の商品に係る通常の事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品		
チューインガム		チューインガム製造業	
ビール	発泡酒，ビール風酒類	ビール類製造業	
ウイスキー		ウイスキー製造業	
紙巻たばこ	葉巻たばこ，きざみたばこ，パイプたばこ	たばこ製造業	
ポリプロピレン		ポリプロピレン製造業	
飲料用プラスチックボトル		飲料用プラスチックボトル製造業	
石こうボード・同製品		石こうボード製品製造業	
金地金		金地金精錬・精製業	
ボイラ		ボイラ製造業	
飲料用自動販売機		飲料用自動販売機製造業	
白熱灯器具（自動車用）		白熱灯器具（自動車用）製造業	
蛍光灯器具	白熱灯器具（一般用）	電気照明器具（一般用）製造業	
鉛蓄電池		鉛蓄電池製造業	
中央処理装置		中央処理装置製造業	
インクジェットプリンタ		インクジェットプリンタ製造業	
金融用端末装置		金融用端末装置製造業	
放熱器		放熱器製造業	
ショックアブソーバ		ショックアブソーバ製造業	
輸送機械用エアコンディショナ		輸送機械用エアコンディショナ製造業	
ゲーム用カセット		ゲーム用カセット製造業	

別表 2

同種の役務	一定の事業分野
固定電気通信	固定電気通信業
移動電気通信	移動電気通信業
パソコン用基本ソフト（OS）	パソコン用基本ソフト（OS）業
鉄道貨物運送	鉄道貨物運送業
国内定期航空旅客運送	国内定期航空旅客運送業
書籍・雑誌取次ぎ	書籍・雑誌取次業
医療事務代行	医療事務代行業
ダストコントロール	ダストコントロール業
音楽著作権管理	音楽著作権管理業

- (注) 1 本表は、公正取引委員会が行った調査に基づき、独占的状態の国内総供給価額要件及び事業分野占拠率要件に該当すると認められる事業分野並びに今後の経済事情の変化によってはこれらの要件に該当することとなると認められる事業分野（平成16年の国内総供給価額が950億円を超え、かつ、上位1社の事業分野占拠率が45%を超え又は上位2社の事業分野占拠率の合計が70%を超えると認められるもの）を掲げたものである。
- 2 本表の商品順は工業統計表に、役務順は日本標準産業分類による。